

394/2016

## 生物多様性条約に関する名古屋議定書の実施に関する法律

国会決議に従って以下を定める：

### 第1条

#### 法律の目的

本法によって、生物多様性条約（SopS 78/1994）に関する遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関し、2010年10月29日に名古屋で締結された名古屋議定書（以下「名古屋議定書」とする）の規定を実施する。

本法によって、遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書の規定の遵守措置についてEUが利用者に定めた「欧州議会および理事会規則（EU）No. 511/2014（以下「EU 遺伝資源規則」とする）」の条項を実施する。

### 第2条

#### 適用範囲

本法は、遺伝資源及びそれらに関する先住民族の伝統的な知識の取得の機会および利益の配分を実施した名古屋議定書締約国の条項または規定に適用され、輸入される遺伝資源およびそれらに関連する先住民族の伝統的な知識に適用される。

本法は、取得の機会及び利益の配分について、フィンランドが拘束されている他の国際条約で規定された遺伝資源には適用されない。本法は、食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約（SopS 90/2004）の規定に従った多国間システムの条件には適用されない。

本法は人間の遺伝資源には適用されない。

HE 126/2015  
YmVM 1/2016  
EV 7/2016

欧州議会及び理事会規則（EU）No511/2014（32014R0511）；EUVL L 150, 20.5.2014, s. 59

原文タイトル：Laki biologista monimuotoisuutta koskevaan yleissopimukseen liittyvän Nagoyan pöytäkirjan täytäntöönpanosta

原文リンク：[www.finlex.fi/fi/laki/kokoelma/2016/sk20160394.pdf](http://www.finlex.fi/fi/laki/kokoelma/2016/sk20160394.pdf)

（最終アクセス日：平成 28 年 6 月 30 日）

### 第3条

#### 他の法律との関係

閉鎖空間における遺伝子組み換え生物の使用、及びそれらの適切な環境への拡散については、遺伝子工学法（377/1995）で定める。

### 第4条

#### 定義

本法では以下を意味する。

- 1) 遺伝資源とは、EU 遺伝資源規則第3条第2項で定義された遺伝資源をいう。
- 2) 遺伝資源に関するサーミ人の伝統的な知識とは、相互に合意した条件の中で示される、サーミの文化で発達し、維持され、伝統に従って世代から世代へ受け継がれた、遺伝資源の利用に関する知識、技能、ノウハウをいう。
- 3) 利用者とは、EU 遺伝資源規則第3条第4項で定義された利用者をいう。
- 4) 相互に合意する条件とは、EU の遺伝資源規則第3条第6項で定義された相互に合意する条件をいう。

### 第5条

#### 利用者の通知義務

取得の機会および利益の配分について、名古屋議定書に準拠した締約当事国の条項または規定が適用される遺伝資源又はそれらに関連する伝統的な知識をフィンランドに輸入する利用者は、輸入から6か月以内に権限ある当局に通知を行わなければならない。

通知の際は、EU 遺伝資源規則第4条第3項でいう情報を提供しなければならない。

### 第6条

#### サーミ人データベース

サーミ議会は、研究及び開発への利用を目的とする遺伝資源に関連するサーミ人の伝統的な知識を保存できるデータベースを管理する。

サーミ議会は、権限ある当局に、データベースの情報に含まれる遺伝資源を通知しなけ

ればならない。

## 第 7 条

### *遺伝資源に関連するサーミ人の伝統的な知識の取得の機会*

第 6 条でいうデータベースの情報を取得する権利は、権限ある当局に申請を行う。申請にあたっては、対象となる遺伝資源、それに関連する情報の利用目的及び利用者を特定しなければならない権限ある当局は、申請についてサーミ議会に通知する。

データベースから利用者に情報を譲渡するには、権限ある当局が承認した、サーミ議会と利用者との相互に合意する条件に関する合意が求められる。サーミ議会は、サーミ人独自の言語、文化、先住民族としての地位を推進するよう譲渡する知識の利用から生ずる利益をサーミ人に公正かつ衡平に配分するよう要求できる。

権限ある当局は、必要に応じてサーミ議会と相互に合意する条件について交渉しなければならない。交渉に関しては、サーミ議会法（974/1995）第 9 条で交渉義務について定める事項が効力を有する。

## 第 8 条

### *サーミ人の権利の衰退の禁止*

前の第 6 条でいうデータベースに含まれる伝統的な知識の利用によって、サーミ人に先住民族として帰属する自己の文化を維持及び発展させ、また伝統的な生計を営む手段を実践する可能性を、限られた範囲以上に衰退させてはならない。

## 第 9 条

### *一般的な指導及び監督*

本法の施行に伴う一般的な指導及び監督は環境省に帰属する。

## 第 10 条

### *国内の中央連絡先*

名古屋議定書第 13 条第 1 項でいう国内の中央連絡先は、フィンランドではフィンランド

環境センターである。

国内の中央連絡先の役割は、遺伝資源及びそれらに関連するサーミ人の伝統的な知識の取得の機会及びそれに関連する手続について、公衆に情報を提供することである。また、国内の中央連絡先は、名古屋議定書の事務局との連絡にも責任を有する。

## 第 11 条

### *権限ある当局*

名古屋議定書第 13 条第 2 項、及び EU の遺伝資源規則第 6 条第 1 項でいう権限ある当局は、フィンランドにおいてはフィンランド環境センターと自然資源センターである。

本法の適用範囲に属する事項のうち自然資源センターの権限に属するのは、家畜及び農業、林業、狩猟及び漁業の遺伝資源及び食品、農業又は加工に利用する栽培植物の近縁野生種の遺伝資源及びそれらに関する先住民族の伝統的な知識である。その他の遺伝資源及びそれらに関する先住民族の伝統的な知識は、フィンランド環境センターの権限に属する。

## 第 12 条

### *権限ある当局の業務*

権限ある当局は、本法及び EU 遺伝資源規則、またそれらに基づき定められた条項や規定の遵守を監督する。権限ある当局は相互に適切な協力を行う。

また、権限ある当局は、遺伝資源規則で権限ある当局の業務について定める事項の他に、EU 遺伝資源規則第 5 条でいうコレクションの登録に関する当局の業務に責任を有する。

権限ある当局は、名古屋議定書第 14 条第 2 項でいう情報を取得の機会及び利益の配分に関する国際情報交換センターに提出し、同議定書第 29 条に準じる追跡・報告業務に責任を有する。

## 第 13 条

### *情報の取得及び査察権*

権限ある当局は、監視に要求される査察を実施する権利を有する。権限ある当局は、査察を達成するため、本法又は EU 遺伝資源規則の遵守のモニタリングにとって重要な情報を保存している施設に入る権利を有する。ただし、家庭生活上の平和の範囲に属する施設において査察を実施してはならない。査察については、行政手続法（434/2003）第 39 条で定

める事項を遵守しなければならない。

利用者は、査察において権限ある当局が要請する、査察の実行に必要なすべての文書を提示しなければならない。また、権限ある当局には、当該当局が要請する、査察の実行に必要な文書の写しを無料で提供しなければならない。また、権限ある当局は、査察中の写真撮影及び試料採取の権利を有する。

査察に関する情報の保存及び欧州委員会への通知については、EU 遺伝資源規則第 10 条に定める。

## 第 14 条

### 行政補佐

警察は、必要に応じて、第 13 条で定める業務の達成のため、権限ある当局に行政補佐を行うわなければならない。

## 第 15 条

### 条件付き罰金、強制遵守および強制停止通告

利用者が第 5 条でいう通知義務を怠った場合、権限ある当局は、罰金の通告あるいは業務の一部または全部停止の通告によって、利用者<sup>1)</sup>に通知を義務付けることができる。

条件付き罰金通告、強制遵守通告、強制停止通告については、条件付き罰金法 (1113/1990) で定める。

## 第 16 条

### 不服申立て

権限ある当局の第 7 条第 2 項および第 15 条でいう決定には、行政訴訟手続法 (586/1996) で定める通り不服を申し立てることができる。

## 第 17 条

### 遺伝資源違反

利用者が、故意又は悪質な過失によって

1) EU 遺伝資源規則第 4 条第 1 項でいう取得の機会または利益の配分に関連する条項また

は規定で利用者に設けられた義務事項の遵守

2) EU 遺伝資源規則第 4 条第 3 項で定める、同項および a および b 号で規定された情報を求め、保持し、その後の利用者に移転する義務

3) EU 遺伝資源規則第 4 条第 6 条で定める、第 4 条第 3 項でいう情報を利用期間の終了から 20 年間保存する義務

4) EU 遺伝資源規則第 7 条第 2 項または第 7 条第 6 項に基づき定められた実施条項で定める通知および情報提供義務

を怠った場合、行為を軽微とみなすか、行為について他の法律でさらなる厳罰が定められていない限り、遺伝資源違反の罪により罰金刑に処さなければならない。

## 第 18 条

### 発効

本法の発効については政令で定める。

本法は、本法の発効前に輸入された遺伝資源およびそれらに関連する先住民族の伝統的な知識には適用されない。

2016 年 5 月 20 日 ヘルシンキ

## 大統領

サウリ・ニーニスト (Sauli Niinistö)

農業環境相 キンモ・ティールカイネン (Kimmo Tiilikainen)